（表面）

学校給食費負担軽減のための給付金について

制度の概要

千葉市では、学校給食を**「1か月以上継続して全部**または**一部を停止している小学生児童」**の保護者の皆さまへ、**学校給食に必要な食材費として国から自治体に支援されている額**を給付します。

給付対象者

次に掲げるいずれの条件も満たす小学生児童の保護者が対象となります。

HP はこちら

- □ **千葉市立小学校、第二特別支援学校に在籍していること。**
 （ライトポートやフリースクール等へ通学している児童を含む）
- □ **身体的理由、食物アレルギー、疾病、宗教上の配慮、長期欠席など**
 やむを得ない事由により全部又は一部の欠食が1か月以上継続していること。
 （学校給食を全部又は一部停止をする場合、学校へ**「学校給食変更届」**をご提出ください。様式は右上のホームページからもダウンロードいただけます。）

給付対象外となる期間

次に該当する期間は対象外です。

- □ インターナショナルスクールへの通学、留学その他これらに類する事由により、在籍校での就学実績がない期間
- □ 生活保護、県特別支援教育就学奨励費、児童福祉法の措置の対象となっている期間

給付金額について

給付金額は**「停止している給食の内容」**によって給付月額が異なります。

停止している給食の内容	千葉市立小学校 給付額	千葉市立第二特別支援学校 給付額
牛乳のみを停止	**1,200** 円/月	**1,200** 円/月
牛乳以外(主食･副食)を停止	**4,000** 円/月	**5,000** 円/月
すべて (主食･副食･牛乳)を停止	**5,200** 円/月	**6,200** 円/月

令和8年度の給付申請期限及び給付対象期間

最終申請期限：令和9年3月31日(水)

給付対象期間：令和8年4月～令和9年3月

※最終申請期限までに申請がない場合は、給付を受けることができません。
※郵送の場合は当日消印有効、窓口の場合は当日受領分までとなります。
※最終申請期限までに提出された申請について、上記の給付対象期間が適用されます。

申請方法は裏面をご確認ください。

（裏面）

申請から給付までのご案内（令和8年度版）

①　申請用紙の受取

千葉市より**「対象と見込まれるお子様がいらっしゃる世帯」**へ、
令和8年12月末日までに「申請書」を送付します。
（11月以降に給食の停止手続きを行った場合は、1月以降申請書を送付します。）

②申請用紙の記入・提出

申請書が届きましたら、必要事項記入のうえ、同封の返信用封筒にて千葉市教育委員会保健体育課までご返送ください。
（教育委員会保健体育課へご連絡のうえ、窓口へ持参いただくことも可能です。）

③審査

対象年度の末日までに申請いただいた方について、給付要件を満たしているか審査を行います。審査の結果、給付対象となるお子様について、当年度の給付対象期間を確定し、給付額を算定します。

④給付

審査は年度最終給食実施日以降に確定するため、審査結果および給付額をお知らせする「交付決定通知書※」の送付と給付金の支給は、**令和 9 年 5 月頃**となる予定です。**あらかじめご了承ください。**

※交付決定通知書にて決定内容、給付金額の内訳、振込先口座及び振込予定時期等がご確認いただけます。

制度に関する Q&A

Q1	**この給付金は何のための制度ですか。**
A1	国の学校給食費負担軽減措置において、やむを得ない事由により学校給食を全部または一部喫食していない児童については、補助の対象とならない部分が生じます。この給付金は、その対象とならない部分に相当する額を給付し、保護者の負担軽減を図るための制度です。
Q2	**申請書が送付されてこない場合は対象外ですか。**
A2	対象と見込まれる世帯への第1回の申請書送付は、令和8年12月末日までに実施されます。 ただし、11月以降に給食の停止手続きを行った場合は、1月以降に申請書を随時送付します。 また、対象となる見込みのある児童の保護者へ申請書を送付しますが、対象者を網羅するものではありません。申請書が届いていない場合でも、給付要件を満たしていれば申請できますので、本事業の案内ホームページに掲載している申請書様式をダウンロードのうえ、下記お問い合わせ先までご提出ください。※申請書及び記入例は現在準備中です。掲載まで今しばらくお待ちください。
Q3	**学校給食の全部又は一部を停止する場合にはどのような手続きが必要となりますか。**
A3	身体的理由、食物アレルギー、疾病、宗教上の配慮、長期欠席などやむを得ない事由により全部又は一部を継続的に停止することをご希望される場合には、在籍校へご相談のうえ、「学校給食変更届」をご提出ください。様式は本事業の案内ホームページに掲載しています。なお、詳細については、市ホームページ「学校給食の開始・変更及び学校給食費の納入について」をご確認ください。

◀ その他の Q&A はこちら

お問い合わせ先
千葉市教育委員会保健体育課　公会計班　℡:043-245-5909
〒260-8722　千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階